

所役者
守 荘
行町任付
岡垣町長

岡垣町立 体育館落成

本町のかねてからの念願であ

り、町民の体育振興と文化の向上に資するための体育館がこのたび完成し、落成式を四月十七日(土曜日)に挙行しました。建物の概要は次の通りです。

一 設置場所	岡垣町大字山田十七番地
一 建築面積	延面積二・三三一・〇八平方メートル
一 番地	一、二、三四〇、〇〇〇円
一 構造	鉄筋コンクリート三階
一 施工	北九州市八幡西区植田町
一 計	福岡市中央区渡辺通り
一 その他	四屋外附帶設備工事費
一 四、三三一、〇〇〇円	電気設備費
一 七、九九三、〇〇〇円	給排水衛生設備費
一 七、九九三、〇〇〇円	世帯数
一 一、二九八人	五、七九〇世帯
一 二〇、三三八人	(前月比増三七人)
一 二一、六三六人	(前月比増七一人)

使 用 得

体育館は大切な公共施設です。

気持よく使用するために次のことを必ず守りましょう。

一 開館時間 午前九時から午後十時まで

一 休館日 一月三日まで

一 使用の制限

次の方の1に該当する者は

使用できない。

1) 伝染病の病患又は精神異常があると認められる者

2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為があると認められるとき、若しくは動物の

先祖の遺物(高倉区)
総石造りの積善橋
西高陽区 田中陸生氏 提供

体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得ること。使用申請は

町民の動き
(三月末現在)

人口 二二、六三六人

(前月比増七一人)

男 二〇、三三八人

(前月比増三七人)

女 一一、二九八人

(前月比増三五人)

世帯数 五、七九〇世帯

(前月比増四三世帯)

総三島設計事務所

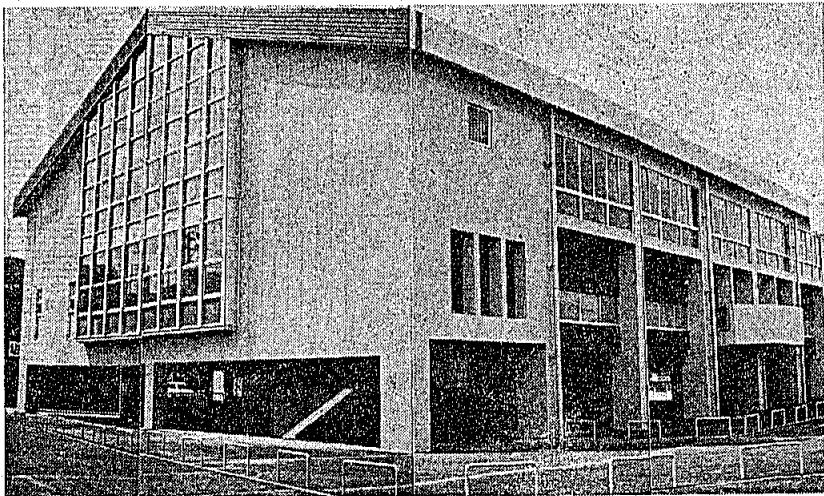
類を持込むときは、
（2）その他管理上支障があると
認められる者。

一退館

使用を終了したときは、使用
した体育器具、備品等をもと
の位置にきちんと整理し、そ
の旨を係員に届出後退館する
こと。

一損害賠償

建物、附属施設、器具、その
他工作物等を損傷、汚損し、



又は滅失したときは、使用者
はその損害を賠償しなければ
ならない。

では絶対に喫煙しないこと。
一般使用日については東部公民
（TEL②0035）

窓口手数料の改正!!

一町手数料条例と国の戸籍手数料令と一

このほど町手数料条例ならびに
國の戸籍手数料令の改正が行なわ
れ窓口手数料が次のとおり改正さ
れました。

住民票・印鑑証明・身元証明等
町条例による手数料は四月一日か
ら、國の戸籍手数料令による戸籍
手数料は五月一日から実
施されます。

▼町手数料条例によるもの

（交付）

1 住民票

個人のもの 一枚七〇円
世帯全員の 一枚七〇円

一枚増すご
とに十円加

算

▼國の戸籍手数料令によるもの

住民課戸籍係

2 印鑑証明	一枚七〇円
3 身元証明	一枚七〇円
4 戸籍附票	一枚七〇円
5 戸籍手数料	一枚七〇円
6 納税証明	一枚七〇円
7 所得額証明	一枚七〇円
8 その他の	一枚七〇円
諸証明	

○ 学童を 守れみんなが わが子供
○ 交通は 笑顔でまつて 感謝で進む
○ ○ ○ ヒヤットした その一瞬を 忘れるな
○ ○ ○ 待つゆづる 笑顔と笑顔に 事故はなく
○ ○ とばすまい 良い子の通る せまい道

枚数制かよ通数制へ

最近の物価の情況、戸籍の賃本
の交付に要する実費等にかんが
み、戸籍手数料を増額するととも
に、その納付基準を合理化するた
め枚数制から通数制が採用される
ことになりました。

これから戸籍手数料は枚数に
関係なく一通につきいくらという
ことになります。

。あとから使用する者に迷惑を
かけるので使用許可時間を固
く守ること。
。使用時間は準備、あとかたづ
け、簡単な掃除の時間をふく
るものとする。
。電話の呼出しはいたしません
。タバコは決められた場所以外

。あとから使用する者に迷惑を
かけるので使用許可時間を固
く守ること。

このほど町手数料条例ならびに
國の戸籍手数料令の改正が行なわ
れ窓口手数料が次のとおり改正さ
れました。

住民票・印鑑証明・身元証明等

9 土地図面の
写し 一枚五〇〇円

10 戸籍附票 一枚一〇〇円

11 税務課に所属する公簿 一回七〇円

12 戸籍閲覧 二戸籍二〇〇円

13 除籍賃・抄本 一通三〇〇円

14 受理証明 一通一〇〇円

15 戸籍賃・抄本 一通三〇〇円

16 戸籍開覧 二戸籍二〇〇円

17 戸籍の賃抄本を郵便で請求され
るときは、必ず現金書留か、郵便
局の定額小為替で手数料を納めて
ください。特に、定額小為替は百
円単位の送金に便利で、千円以下
の送金の場合、料金はわずか十円
ですから、手軽に利用できます。
なお、郵便切手で手数料を納め
ることはできないことになつてい
ます。

とどいたら、ます、とじましょう。

町税の督促手数料改正

納期	税種	目	期別
五月	固定資産税	定期	1期(當年度)
五月	国民健康保険税	定期	1期(當年度)
五月	国民健康保険税	定期	1期(當年度)
五月	国民健康保険税	定期	1期(當年度)
十二月	国民健康保険税	定期	1期(當年度)
十一月	町県民税	定期	3期
十月	町県民税	定期	3期
九月	国民健康保険税	定期	3期
八月	町県民税	定期	2期
七月	町県民税	定期	1期

昭和五十一年度の税金の納付月は次のとおりです。

議会だより

第一回岡垣町議会（定例会）

三月十日に召集、議案二十件、意見書二件、報告一件、請願陳情五件が上提された。

本会議での主な案件は、一般会計予算、各種特別会計予算、各種条例改正などであるが、論争を呼んだのは、一般会計予算の中の同和予算で、八日間におよぶ議員全員による協議会、連合審査会が開かれ、同和予算について議会としては、部落解放の為の正しい同和予算としては好ましくないと判

◆ 税金を納めて、きずく、住みよい岡垣町 ◆

税務課

▼議案第十号

（原案可決）

岡垣町手数料条例の全部を改正する条例

▼議案第十六号

（原案可決）

岡垣町立体育馆設置及び管理条例の全部を廢止する条例

▼議案第二十一号

（原案可決）

岡垣町国民健康保険条例の全部を廢止したいので、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定により議会の議決を求める。

▼議案第二十二号

（原案可決）

昭和五十一年度岡垣町農業共済事業特別会計予算（第二号）

▼議案第二十三号

（原案可決）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳

▼議案第十八号

（原案可決）

出それぞれ一八、二四八千円と定め。

▼議案第九号
（原案可決）
岡垣町土地開発公社役員の選任について

昭和五十一年度より、督促手数料が七〇円になりました。

税は納期にきちんと自主納付をおねがいします。

なお固定資産税、町県民税は納付月に前納すると、納期をわすれることもなく、前納報償金がありまますので前納されるようおすすめします。

六月	町県民税	1期
七月	固定資産税	2期
八月	国民健康保険税	2期
九月	町県民税	2期
十月	固定資産税	3期
十一月	国民健康保険税	4期
十二月	町県民税	4期

款第七条第一項の規定により議会の承認を求める。
加藤権次理事死亡により、理事定款変更に依る一名増員のため中村富毅雄

条例の全部を廢止する条例
岡垣町元松地区簡易水道設置条例を廢止したいので、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定により議会の議決を求める。

▼議案第十四号
（原案可決）
岡垣町元松地区簡易水道設置条例の全部を廢止する条例
岡垣町元松地区簡易水道設置条例を廢止したいので、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定により議会の議決を求める。

▼議案第十九号
（原案可決）
岡垣町水道事業給水条例を改正したいので、地方自治法第九十六条第一項第十八号の規定により議会の議決を求める。

正予算 第四号
昭和五十年度岡垣町一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出額も改正され四一二六二六千円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ一二九、七四四千円とするものである。

▼議案第二十号
（修正可決）
昭和五十一年度岡垣町一般会計予算
五十一年度岡垣町一般会計の総額は歳入歳出それぞれ二一九千円とするものである。

▼議案第二十一号
（原案可決）
昭和五十年度岡垣町農業共済事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ三三六、一五〇千円とする。

▼議案第二十二号
（原案可決）
昭和五十一年度岡垣町農業共済事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ一八、二四八千円とする。

▼議案第二十三号
（原案可決）
昭和五十年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳

- ◆ 議案第八号
（原案可決）
諸証明同様改定を行つて、岡垣町土地開発公社に関する定款の一部を改正する定款

- ▼議案第十三号
（原案可決）
岡垣町水道事業給水条例の一部

- 二、納税証明書の交付手数料もいて、地方税法の改正が遅れているため、昭和五十年度固定資産税の納金も改正されているため、督促手数料の改定を行う。

- ▼議案第十八号
（原案可決）
岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ一、二〇一千円と定め
る。

▼議案第二十四号 (原案可決)

昭和五十一年度岡垣町水道事業

特別会計予算

▼議案第二十五号 (原案可決)

岡垣町道路線の認定について

道路法第八条二項の規定により

岡垣町道路線を認定したいので議

会の議決を求める。

▼報告第一号 (原案可決)

昭和五十一年行政事務委嘱の報

告について

▼議案第二十六号 (原案可決)

遠賀郡岡垣町ほか三ヶ町伝染病

院組合を組織する市町数の増加

及び遠賀郡岡垣町ほか三ヶ町伝

染病院組合の規約の変更につい

て

岡垣町、水巻町、芦屋町、遠賀

市、玄海町を加入せしめ、そのた

め伝染病院組合を組織する市町数

の変更と組合規約の一部を変更す
るため、地方自治法第二十九〇条の
規定により議会の議決を求めるも
のである。

▼議案第二十七号 (原案可決)

公有水面埋立てに関する意見に
ついて

本件は波津漁港区域内大字波津
字仲地先公有水面を埋立てること
について、福岡県知事から意見を
求められたので、公有水面埋立法
第三条第四項の規定により議会の
決議を求めるものである。

一票がきめる日本の土台石

岡垣町報

山田土地改良区

向探知局です。

これは建設以来、門司の海上操
業部からの無線リモコンで一分
一秒の休みもなく働き続けていま
すが、このたび「統通」からモ
コンすることになりました。

このため電波にとって、環境の
よい郊外の山頂などに無人の受
信、送信、中継の施設をつくり、
遠方からこれを無線操作する通信

▼意見書第一号 (原案否決)

国鉄運賃値上げに反対する意見
書の提出について

▼請願第六号 (原案否決)

岡垣町町道認定に係る請願書

▼陳情第一号 (原案可決)

昭和五十一年行政事務委嘱の報

告について

▼請願第一号 (原案可決)

岡垣町町道認定に係る請願書

▼陳情第二号 (原案可決)

昭和五十一年度より継続

▼陳情第二号 (原案可決)

岡垣町町道認定に係る請願書

▼請願第二号 (原案可決)

岡垣町町道認定に係る請願書

▼請願第一号 (原案可決)

岡垣町町道認定に係る請願書

北九州統制通信事務所紹介

高塚町営住宅払い下げについて
請願第一号 (原案可決)

道路鋪装の為の請願書

学校の米飯給食実施に関する請

願書

助成金増額要請の件

議会事務局一

陳情第一号 (原案可決)

道路鋪装の為の請願書

陳情第二号 (原案可決)

道路鋪装の為の請願書

陳情第一号 (原案可決)

道路鋪装の為の請願書

以上が「統通」の概要ですが、

方式が必要となってきました。こ

の方式の施設が内浦の「統通」で
す。下関、大分、前原、嚴原そ
の施設が無人の施設をここで無
他に設けた無人の施設をここで無
線リモコンして、東は豐後水道、

入りさせていただくことになります。
したので、この紙上をお借りして
紹介したいと思います。
ご承知のこととと思いますが、海
上保安庁は運輸省に属し、海上の
人命財産の保護、燈台、ロランな
どの管理、潮流、水深などの測定
等々を任務としております。これ
らの任務を遂行するために通信の
結果たず役割は極めて重要なもの
です。

これまでに、門司、福岡、大
分、厳原に通信所を設置して、船
や航空機からの「助けてくれ」の
無線をひとつも聴きもらさないよ
う日夜、寝ずの番をし、また、海
上の気象、漂流物などについての
警報放送など、もうくの通信を
実施してきましたが、都会化の拡
大、工場等の増加などのため電気
雑音が激しくなり、通信に障害が
おこるようになりました。

またこの鉱害復旧工事は土地改
良事業（土地改良法に基づく）と
もあわせて実施していますので農
業者の方は一度現地をごらんにな
ることも参考になるのではないか
と思います。

またこの鉱害復旧工事は土地改
良事業（土地改良法に基づく）と
もあわせて実施していますので農
業者の方は一度現地をごらんにな
ることも参考になるのではないか
と思います。

これは建設以来、門司の海上操
業部からの無線リモコンで一分
一秒の休みもなく働き続けていま
すが、このたび「統通」からモ
コンすることになりました。

この最新電子技術の集合の施設を駆使して岡垣町の自慢のひとつになるよう努力したいものと念じて

第七管区海上保安本部
通信所長

おります。

▼無料人権相談開設

一人権を尊重し平和で

明るい生活のためにー

- 一、日時 五月二十七日(木) 午前一〇時～午後三時
 一、場所 岡垣町東部公民館
 一、相談員人権擁護委員 法務局職員
 岡垣町では皆さん的人権尊重と平和で明るい生活のために年四回、特設の人権相談所を開設しております。もしあなたの身のまわりに理由なく無理をしいれられたり、人格を無視されたりして悩んでおられる方はありませんか。又、農地、借地、借家、金銭貸借、戸籍、登記、その他家庭内にいざこざで心配されている方あります。相談内容については絶対に秘密にされます。一般的法律問題でも結構です。ご遠慮なくお出で下さい。

住民課戸籍係

身体障害者巡回相談

昭和五十一年度身体障害者巡回相談を左記のとおり実施します。

- これは身体障害者に対し医学的判定等を行ない、また更生に必要な総合的相談に感じます。ただし内部障害者と労災者は除きます。
 実施主体 更生相談所 協力機関 岡垣町、福岡県福祉事務所
 予約受付 六月九日(水曜日)
 午前十時から十二時まで

(民生課)

議会ABC

○○○○陳情 ○○○○

明るい社会をつくりましょう

国又は地方公共団体の機関に対して、その実情を述べ、適当な措置を要望することをいうものであるが、実質的には請願と同じである。ただ陳情については、請願のように法律上の規定が整備されていない。

地方公共団体の議会に対する陳情については、自治法第一〇九条三項、四項等の規定がある。

この場合の請願との相違は、請願のように議員の紹介を必要とする。たゞ陳情については、請願のないように法律上の規定が整備されていない。

(議会事務局)

凶器を追放して

殺人未遂事件、続いて十二月六日同じようにマージャンクラブにおいて二挺けん銃を持った強盗事件などの凶悪事件があいついで発生しました。

許可を受けている猟銃、空氣銃、登録を受けている刀剣類は、盗まれないよう安全な場所に確実に保管しましょう。

(折尾警察署)

交通暴力絶滅

四月六日から十五日までの十日の通り交通事故が発生しました。間にわって実施された、春の交発生件数七二件(増十九)
 死者九人(減五)

通安全運動も町内の皆様方のご協力によりまして無事終了しました。安全運動期間中県下では、次

このような現状にかんがみ警察では尊い人命や貴重な財産に直接影響を与える凶器を使用する悪質な犯罪をなくすため五月一日から五月三十一日までの一ヶ月間、凶器等危険物の取締りを県下一斉に行います。みなさんもお互いの生活の安全を守るために、次のように心掛け凶器を使用する犯罪の未然防止にご協力ください。

家庭で使用している包丁やキリなどは目だたないところに保管しましょう。銃や刃物など危険な物を持ち歩いてる怪しい人を見かけたら、拾つたりしたときは、すぐ警察に届けましょう。

() 内数字は前年同運動期間

中の増減。

期間中の事故死者発生件数九件九人中、高校生三件三人（オートバイによる事故）が特異な事故でした。折尾署では、発生件数六件（減六）、死者〇、傷者一〇人（減十二）でした。折尾警察署管内の運動期間中の発生件数は、昨年（安全期間中）比減六となっていますが、県下の「交通死亡」事故は三月後半にはいり、うなぎのぼりに急増しております。

折尾警察署では、「交通死亡」事故

増勢の源である交通暴力を絶滅するため現在「交通暴力絶滅一〇〇日作戦」を強力に展開しています。実施期間は、四月六日から七月十四日までの一〇〇日間です。

チョット一杯飲んでの飲酒運転、高速運転、無免許運転、信号無視、暴走族の無謀運転等を皆さんと一緒に私達の町から追放しようと。警察でも連日多数の警察官を街頭に出して強力な取締りを実施しております。

（折尾警察署）

を街頭に出して強力な取締りを実施しております。警察でも連日多数の警察官を街頭に出して強力な取締りを実施しております。

（◎電話をおかけになる時はまず電話番号をよく確かめてダイヤルしましょう。）

（◎相手がお話を中時は、イライラするまちがい電話のもととなり、時間とおカネのムダになります。）

（◎ダイヤルは必ず指止までまわしてから自然にはなしましょう、電話はダイヤルが戻るときにつながります。）

（◎鉛筆でまわしたり、ムリに戻したりするとまちがってかかったり故障の原因になります。）

（◎北九州市内へ電話をなさる時ははじめに北九州の市外局番「093」をおわすれなくダイヤルして下さい。）

（電々公社）

△電話局からのお願い△

民謡民舞 合同発表大会

遠賀郡、宗像郡各町、中間、飯塚市の民謡民舞合同発表大会を行ないますのでどなたでも自由にご出席ください。

日時 五月十六日（日曜日）午前九時～午後六時まで

記

場所 中央公民館（吉木）主催 署通町民謡民舞同好会

日時

午前九時～午後六時まで

記

主催

吉木

会

二輪、原付車を運転される方にお願い

五月一日以降、免許証の更新手続きができるだけ

け金曜日午後にお願いします。

受付時間 各試験場とも

一時～一時三十分

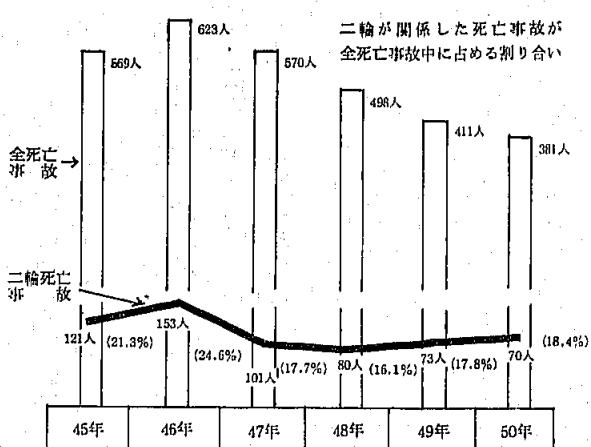
県警では、免許証の更新

新の際行う講習のうち毎週金曜日の午後だけ二輪

運転者向けの講習を行うこととしました。

事故の被害にあわないためにもこの講習を受けましょ。

折尾警察署



社会福祉協議会へ

高野悍殿より

一、波津区故平川源八殿79才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

田原英樹殿より

一、糠塚区故田原武勇殿67才

昭和51年3月17日死

昭和51年3月17日死

吉積淳殿より

一、上海老津区故吉積ウメ殿72才

昭和51年3月17日死

昭和51年3月17日死

高野悍殿より

一、西黒山故高野リエ殿77才

昭和51年3月27日死

昭和51年3月27日死

平川春男殿より

一、吉木区故門司セツ殿86才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

川原知夫殿より

一、手野区故川原ハル殿73才

昭和51年4月9日死

昭和51年4月9日死

吉積淳殿より

一、波津区故平川源八殿79才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

高野悍殿より

一、吉木区故門司セツ殿86才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

老人クラブ寿会へ

一、糠塚区故田原武勇殿67才

昭和51年3月17日死

昭和51年3月17日死

吉積淳殿より

一、上海老津区故吉積ウメ殿72才

昭和51年3月17日死

昭和51年3月17日死

吉積淳殿より

一、西黒山故高野リエ殿77才

昭和51年3月27日死

昭和51年3月27日死

高野悍殿より

一、吉木区故門司セツ殿86才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

吉積淳殿より

一、波津区故平川源八殿79才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

吉積淳殿より

一、吉木区故門司セツ殿86才

昭和51年3月19日死

昭和51年3月19日死

吉積淳殿より

昭和50年12月23日死
門司清敏殿より
一、上畠区故柳谷アキ殿 82才
昭和51年4月6日死
神谷和生殿より
一、手野区故川原ハル殿 73才
川原知夫殿より
一、吉木区故下中群一殿 83才
昭和51年4月9日死
川原知夫殿より
一、吉木区故原初太郎殿 91才
昭和51年3月26日死
石田勝殿より
原勝文殿より

人権コ一ナ一

私達が社会生活を営んでいると、好むと好まざるにかかわらず、いろいろな紛争に巻き込まれることがあります。さて、もしあなたが、このような問題の当事者となつたとき、どうされるでしょうか。

▼私の自動車で友人と釣に行く途中、運転していた友人が小学生をはね、重傷を与えました。私も責任があるでしょうか。

(答え) 自動車損害賠償保障法にいう「自己のために自動車を運行の用に供する者」に該当しますので、あなたにも責任があります。(参照、自賠法三条)

(答え) 整備工または修理業者の責任がありますか。

昭和51年4月5日死
下中静枝殿より
一、波津区故石田武男殿 69才
昭和51年3月20日死
石田勝殿より
原勝文殿より

人工呼吸法の指導について

一 水難に備えて —

海や川で、レジャーを楽しむ人がふえてくると、一方では水の犠牲者が多くなってきます。

▼私は、父の反対を押し切つて結婚したため、父から勘当する旨申し渡され、現在父とは音信不通の状態ですが、父が死亡したというケースがよくあります。特に子供と一緒にいることが多い主婦にとって機敏な応急処置を身につけておくことが大切です。

おぼれた人が、呼吸停止になつても二分以内に人工呼吸をすれば

電話(遠賀川局)〇九三二九一三一一二三一。
遠賀郡消防本部(署)

企画教養課 憲防課

お別れのことば

前海老津駅長

梅野明

私事

▼隣地の所有者は、私の宅地との境界から一メートルぐらいのところに肥料ためを作つたので、ウジムシがはいってきて困っています。どのように話をすればよいでしょうか。

(答え) 肥料だめをつくるに

かかる運転事故又は、職員の傷害事故も皆無であり、特に、心臓しく感じますことは、列車をご利用していただいている旅客の皆様方の傷害事故が一件の発生も見なかつたこと、設備の悪い中でのご協力に対し深く感謝いたします。

特に、私は鉄道在職三十七年余

ル以上離さなければならないことがあります。また、ウジムシの侵入については、肥料だめの距離に

かかわらず、防止措置をとるよう請求することができます。

(参照、民法二三七条)

住民課戸籍係

の最後の三年間を皆様の絶大なご指導とご鞭撻により無事故で鉄道生活を終ることができます。また、幸せものはないと感する次第でございます。更に海老津駅在籍会員及び、ぶどう部会員、早川種喜氏、柿木組合長、麻生須造氏、高倉枇杷部会長、大村政夫氏等の果樹の植樹と指導によつて朝夕の運動、通学、一般買物客等の皆さんの目を楽しませてくれる果樹が寄贈され、昨年八月第一回のぶどう祭も催され、岡垣町に各種の果物があることをPRができました。又海老津駅に地域の特産である各種の果物が栽培されていることは、日本国有鉄道駅、多しといえども全國で海老津駅をおいて他に見られない現状であり、大いに自慢に値するもので関係者の皆様のご苦労に対し、心からお礼申し上げると共に、岡垣町の特産品の果物によって北九州、博多地区の住民に足を向けさせて、岡垣町発展の基礎となることを心から念じ地域の皆様に対するお別れのことばといたします。

皆様のご健康と多幸をお祈りいたしますと共に、永い間お世話になりましたことを厚く御礼申し上げます。

追伸

なお第二の職場といたしまして折尾駅四一一 東筑軒株式会社販売企画室に勤務することとなりました。

りましたので在職中同様、ご愛顧
賜りますようお願いいたします。

昭和五十一年五月吉日

ス ポ ロ ッ ツ 行 事 予 定

十四日、町内卓球（個人）大会
会

道大会

『消防一一九コーナー』

—煙の恐ろしさ—

近頃の建物はコンクリートやアルミサッシで外周を囲み、内部は個室化されたものが多くなっています。また室内には石油などから作られた化学製品が多くもちこまれています。

このようならで火事が起きると、まず大量の煙と有毒ガスが発生し急速に燃焼が拡大します。

火事による死者の多くは火事の初期の煙によるものです。従って煙の恐ろしさを十分知つておくことです。

※煙の性質

①熱気流は呼吸性の熱傷をおこす
②見通しが悪くなり恐怖感を与える
③有毒ガスを含んでいる

④微粒子が肺細胞に入り窒息する
⑤煙の上昇は急速である

⑥煙につかまるな
⑦できるだけ姿勢を低くして避難する
⑧ハンカチなどを口にあてて、呼吸は小さくして避難する

※管内火災、救急発生状況
(S 51・2・1 ~ S 51・2・29まで)

町名/種類	火 災 救 急
芦屋	2
屋巻	4
岡垣	2
遠賀	0
合計	8
	192
	36
	37
	45
	74

火事と救急は「119番」です。
早く正確に通報しましょう。

—遠賀郡消防署—

七月下旬、軟式テニス大会
八月八日、遠賀郡民水泳大会
二三日、遠賀郡民体育大会

十一月初旬、第二回岡垣町少年剣
高倉神社秋期大祭奉納剣道大会

中旬、バレー・ボーラー(ママさん)大会

十一月十五日、第二回朝日駅伝大会

十二月十二日、第十二回遠賀郡大納相撲、弓道射会

一月十五日、第二回朝日駅伝大納相撲、弓道射会

二月一日、第二回各町対抗駅伝大会

二月十五日、第一回壮年ソフトボール大会

三月一日、第二回朝日駅伝大会

三月十五日、第一回壮年ソフトボール大会

四月二日、第一回壮年ソフトボール大会

四月二日、第一回壮年ソフトボール大会

電気工事士試験の実施

昭和五十一年度電気工事士試験
一試験日
筆記試験 六月十三日(日)
午前十時

四月二十五日バレー・ボーラー大会
(三十才未満の部、三十才以上の部
の制限なし。)

受験について詳しいことは、県
商工水産部工業課又は役場産業課
におたづねください。
なお受験願書は役場産業課に準
備しております。

バ レ ー ボ ー ル 大 会

四月二十五日バレー・ボーラー大会
三十才未満の部

優勝 吉木チーム
准優勝 内浦チーム

BB賞 つくし自治会チーム
三十才以上の部

ントで、二十八チームの参加で実
施されました。応援者も含めて約
四百名程度になり成功裡の内に終
了しました。この大会実施にあた
って準備から後かつづけまでして
いたいたい体協バレー・ボーラー部に
対し心から感謝申し上げます。

一場所 福岡工業大学

五月二日(日)
午前十時三十分

五月一日(日)
午前十時三十分

五月一日(日)
午前十時三十分

五月一日(日)
午前十時三十分

(教育委員会)